

住宅の無料耐震診断

～ 住宅の建替えや解体を検討中の方にもおすすめ ～

令和5年度木造住宅耐震診断事業

平成12年以前の古い基準で建築された住宅は、耐震性が不足している可能性があるため、耐震改修等をお勧めします。倉吉市では、耐震診断、改修設計、耐震改修または建替え、除却(解体)、耐震シェルター設置、屋根瓦耐震耐風対策にかかる費用を補助し、耐震化による住宅の安全性の向上に取り組んでいます。

まずは耐震診断から、住まいの耐震化を検討しませんか？



倉吉市



対象となる住宅は？

以下の①～⑤を全て満たすものが対象となります。

- ① 倉吉市内に建築されているもの
- ② 木造の一戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の部分の床面積が延べ床面積の1/2以下であること)
- ③ 平成12年5月31日以前に建築されたもの(ただし、平成12年6月1日以降に増築工事を行っている場合は対象外となります)
- ④ 延べ床面積が280㎡以内、階数2階以下のもの
- ⑤ 以下のいずれかの工法で建築されたもの
(ア) 在来軸組構法 (イ) 伝統的工法 (ウ) 枠組壁構法
* プレハブ工法、丸太工法などは対象外となります。



耐震診断の内容は？

耐震診断を行う技術者は、倉吉市が業務委託した民間建築団体に所属する建築士から選定され、診断士として派遣されます。

耐震診断の方法は、「一般診断法」です。耐震改修の必要性を判断することを目的とした方法で、住宅の壁や天井等をはがすことなく、目視による建物外部(敷地・外壁・屋根)および内部(各室内・床下・天井裏)の調査や、既存の図面を基に住宅の耐震性能を診断します(所要時間は3時間程度)。



床下や天井裏などの確認を行いますので、診断日までに点検口の確認と付近に物を置かないようご協力をお願いします。



申し込み方法は？

下記をご確認のうえ、必要な書類を窓口へ提出していただくか、郵送または電子メール(kenchiku_shido@city.kurayoshi.lg.jp)でお申し込みください。

- 募集期間: 令和5年7月3日(月)から11月30日(木)まで **期間延長!**
- 申請時に必要な書類:
 - ① 倉吉市木造住宅耐震診断申請書
※倉吉市役所建築住宅課窓口、または倉吉市ホームページから入手できます。
 - ② 申請建物の建築年月日・所有者が確認できるもの
※確認済証、登記事項証明書(写し)、固定資産税の課税明細書(毎年5月に税務課から送付)等
 - ③ 位置図(住宅地図等に建物の位置を明記したもの)
 - ④ 申請建物の所有者が亡くなっている場合は、所有者と申請者の続柄がわかる書類(戸籍謄本等の写し)
 - ⑤ 申請建物の平面図の写し(間取りや寸法のわかるものがあれば添付。なくても可。)

無料耐震診断事業の流れ



事前相談

無料耐震診断事業の対象になるかどうか、次のものをご持参のうえ、事前に窓口へご相談ください。

- 位置図（住宅地図等に建物の位置を明記したもの）
- 申請建物の建築年月日及び所有者が確認できるもの（確認済証、登記事項証明書の写し、固定資産税の課税明細書など）
- 申請建物の平面図（残っている場合）



お申込み 令和5年11月30日(木)まで



耐震診断決定通知書の送付

耐震診断の決定及び担当診断士の決定について、ご自宅へ通知文書が届きます。



市役所にて顔合わせ（市担当者が顔合わせについて電話連絡します。）

担当診断士との顔合わせを市役所で行い、診断日時の調整等をしていただきます。



耐震診断の実施（申請者の方は立会いをお願いします。）

現地での調査を行いますので、立会いをお願いします。



市役所にて耐震診断結果のお渡し・結果説明

耐震診断の結果を担当診断士からご説明します。
また、耐震性が不足している場合は、耐震化の補助制度についてご案内します。

お申込みから診断結果のお渡しまで3～6か月程度かかります。



住宅の耐震診断を受けるメリットは？

- 住宅が大規模な地震の揺れに対して、倒壊等の被害を受ける危険性が数値でわかります。
- 耐震性を知り、地震対策や耐震改修等の検討資料となります。



耐震性が不足していると判断されたら・・・

改修設計、耐震改修・建替え・除却、耐震シェルターの設置、屋根瓦耐震耐風対策について補助金を受けられる制度があります。

<対象となる住宅>

- ・倉吉市内に建築されている一戸建ての住宅
- ・平成12年5月31日以前に建築されたもの
- ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの（屋根瓦耐震耐風対策を除く）

<補助対象事業> *いずれも事前に補助申請が必要です。

- 改修設計（補強工事又は建替工事にかかる設計費用が対象）
補助金の額：設計費用の1/2、最大12万円
- 耐震改修または建替え（改修の場合、耐震改修にかかる工事費用が対象）
補助金の額：工事費用の4/5、最大100万円
- 除却（解体）（耐震改修にかかる費用相当分が対象）
補助金の額：工事費用の23%、最大83万8千円
- 耐震シェルターの設置（耐震シェルターの設置に要する費用）
補助金の額：設置費用の23%、最大83万8千円
- 屋根瓦耐震耐風対策（屋根の軽量化または屋根瓦の落下防止措置に要する費用）
補助の額：工事費用の1/3、最大30万円

*耐震性のあるもの、土ぶき瓦屋根のもの、耐震改修工事を併せて行うものが対象。
屋根全体を改修する必要があります。



お申込み・お問合せ先： 倉吉市役所
建築住宅課 建築指導係（本庁舎3F）
〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722
電話：0858-22-8175
FAX：0858-22-8140
E-mail：kenchiku_shido@city.kurayoshi.lg.jp



▲HPはコチラ